

電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ(第5回)

# 電気通信番号の利用対策に関する 事業者における取組に対する弊社の見解

---

KDDI株式会社

令和6年8月6日

## ①電気通信番号使用計画の認定の確認

電気通信番号使用計画の認定の確認を行うことで、電気通信番号制度を遵守していない事業者に対する番号の卸提供を防ぎ、犯罪利用対策としても有効と考えるため、**事務局より示された考え方に賛同します。**

## 当社の意見

- 犯罪利用が多いとされる音声通話に関する卸契約を対象とすることで、卸元・卸先双方の負担を軽減しつつ、犯罪利用抑止に効果があると想定されます。
- 番号使用計画の確認ができない事業者への卸提供を拒むにあたり、役務提供義務など既存法令に抵触することがないような措置が必要と考えます。

## ②番号の提供数の制限

番号の提供数制限により、短命覚悟で悪意を持って参入してくる事業者に対する抑止力となり得ると考えるため、**事務局より示された考え方に賛同します。**

## 当社の意見

- 制限される期間や回線数によっては、健全な新規参入事業者の事業性を損なう恐れもあり、我が国の電気通信市場の発展を阻害する可能性が危惧されます。
- 一律な制限を設けない、または例外規定を設けるなど、健全な新規参入事業者に対する過度な規制とならない配慮も必要と考えます。

## ③本人確認に対する見解

犯罪収益移転防止法、携帯電話不正利用防止法などの既存法令に基づき、弊社では本人確認を行っているほか、①の実施にて包含可能な点を考慮すると、事務局から示されている考え方に賛同します。

## 当社の意見

- 本件に対する意見はございません

## ④ 当人確認に対する見解

犯罪収益移転防止法においても当人確認はハイリスク取引に限定されており、これを全ての卸契約に対して履行することは難しいと考えられるため、事務局から示されている考え方に賛同します。

## 当社の意見

- 本件に対する意見はございません

## ⑤与信審査に対する見解

悪質事業者と財務状況に相関があるデータはなく、財務状況による役務提供の拒否は不当な差別的取扱いに該当する恐れがあることから、事務局から示されている考え方に賛同します。

## 当社の意見

- 本件に対する意見はございません

## ⑥二次卸の禁止に対する見解

二次卸の禁止は社会的影響が大きいと考えられることから、事務局から示されている考え方に賛同します。

## 当社の意見

- 二次卸を行っているケースは、既に多く存在しています。
- 既存の卸契約に遡って二次卸を禁止した場合、既に事業を行っている二次卸先事業者及びその利用者に対する影響が大きいことから、実施する場合には丁寧な議論が必要と考えます。

「つなぐチカラ」を進化させ、  
誰もが思いを実現できる社会をつくる。

# KDDI VISION 2030

